

労災保険の特別加入制度

Q 事業主やその家族従業員でも、労災保険に加入できる制度があると聞いたのですが？

A 労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、事業主とその家族従事者や法人の役員（以下「事業主等」という）でも、一定の要件を満たせば任意の加入が認められています。これが特別加入制度です。

特別加入制度を利用するためには、労災保険の保険関係を成立させ、事務処理を労働保険事務組合に委託する必要があります。委託出来る規模は、小売業・不動産業・保険業・金融業は 50 人以下、卸売業・サービス業は 100 人以下、それ以外の業種は 300 人以下となります。また、常時労働者を使用している事が必要であり、事業主等全員を包括して、加入しなければなりません。

但し、病気療養中、高齢者、その他の事情により実態として事業に従事していない方は除かれます。次に特別加入の手続きについては、「特別加入申請書」に給付基礎日額（3500 円から 25000 円の中で希望する額）や勤務時間、業務の具体的内容（事業主の立場での業務を除く）を記載して所轄の都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

※東京食品福祉厚生事業団は、厚生労働省の認可を受けた労働保険事務組合です。都内、1000 事業所を越える事業主様から、特別加入制度を利用した委託を頂いております。労働保険の加入、特別加入の申請等は随時受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。